

処 分 基 準

平成 2 7 年 4 月 1 日作成

法 令 等 名	警備業法
根 拠 条 項	第 4 9 条第 2 項
処 分 の 概 要	営業の廃止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	警備業法 第 3 条（警備業の要件） 第 5 条第 3 項（警備業の要件に該当する旨の通知） 第 7 条第 3 項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知） 第 8 条（認定の取消し）
処 分 基 準	次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第 4 9 条第 2 項第 1 号に該当する場合 2 警備業法第 4 9 条第 2 項第 2 号に該当する場合 3 警備業法第 4 9 条第 2 項第 3 号に該当する場合 （その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが确实であるときを除く。）
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 （電話 0 6 - 6 9 4 3 - 1 2 3 4 内線 3 1 7 8 1）
備 考	